



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・ 令和3年8月11日からの大雨による災害に係る災害救助法の適用について	福 祉 保 健 課

告 示

長崎県告示第582号の2

令和3年8月11日からの大雨による災害に関し、令和3年8月12日から次の区域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく救助を実施する。

雲仙市及び南島原市

なお、次の救助に係る知事の権限の一部を当該市の長が行うこととし、救助の実施期間については、災害救助法施行細則（昭和35年長崎県規則第42号）に規定された期間とする。

令和3年8月18日

長崎県知事 中村 法道

（当該市の長が行うこととする事務の内容）

- 1 避難所の供与
- 2 応急仮設住宅の供与
- 3 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 学用品の給与
- 8 死体の捜索
- 9 埋葬
- 10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一一
直通(八九五)二二二四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰明
岩永印刷所